

区長報告第二十六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十六年十月二十四日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年十一月二十七日

港区長 武井雅昭

記

一 件 名 清掃車の交通事故に係る和解

二 当 事 者 甲 東京都港区新橋六丁目二十三番一号

芝信用金庫

乙 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

平成二十六年八月二十日、港区白金六丁目九番先の特別区道第三百四十七号線道路上において、停まっていた甲所有の原動機付自転車が横に倒れて清掃車に接触した交通事故（以下「本件事故」という。）により、当該清掃車が損傷した。

四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり和解した。

- (一) 甲は、乙に対し、二十三万七千四百五十九円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲と乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

区長報告第二十七号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、損害賠償額の決定を平成二十六年十一月五日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年十一月二十七日

港区長 武井雅昭

記

一	件名	清掃車の交通事故に係る損害賠償
二	損害賠償額	四万三千八百三十円

議案第八十五号

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

港区個人情報保護条例（平成四年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第三項を削る。

第七条第一項第一号中「第二十二條第三項第五号」を「第二十二條第三項第六号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第七条第四項の規定により実施機関から諮問のあった事項について審議し、答申すること。

第七条の次に次の二条を加える。

（組織）

第七条の二 運営審議会は、学識経験者及び区民のうちから区長が委嘱する委員十人以内をも

って組織する。

2 運営審議会の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第七条の三 運営審議会に、第七条第一項第三号に掲げる事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、区長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

第九条第三項及び第四項中「委員」の下に「及び議事に関係のある臨時委員」を加える。

第十条(見出しを含む。)中「委員」の下に「及び臨時委員」を加える。

第二十二条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三者に関する情報を含むものであって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合

第二十七条の次に次の一条を加える。

(第三者に対する意見照会等)

第二十七条の二 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が含まれてい

る場合において、開示の請求に応じる旨の決定（以下「開示の決定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。
- 第二十八条第一項中「前条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区個人情報保護条例第二十七条の二の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示の請求について適用し、同日前までになされた開示の請求については、なお従前の例による。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法

律第二十七号)に基づく特定個人情報保護評価制度が導入されたことに伴い、評価書の第三者点検を個人情報保護運営審議会の所掌事項とするため規定を整備するほか、自己情報開示に関する第三者保護に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第八十六号

港区職員の配偶者同行休業に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区长 武井雅昭

港区職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）
第二十六条の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項、第六項及び
第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業
（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事
項を定めるものとする。

(配偶者同行休業をすることができない職員)

第二条 次に掲げる職員は、配偶者同行休業をすることができない。

一 法第二十二条第一項に規定する条件付採用になっている職員

二 港区職員の定年等に関する条例（昭和五十九年港区条例第一号）第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員

（配偶者同行休業の承認）

第三条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第五条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

一 外国での勤務

二 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前二号に掲げる事由に該当するものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が定めるもの

（配偶者同行休業の承認の申請）

第六条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第七条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第三条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第八条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- 二 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、港区職員の勤務時間、休日、休

暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）第十五条第一項又は港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号）第十七条第一項に規定する妊娠出産休暇を承認することとなったこと。

三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項に規定する育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第九条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- 四 前条第一号に掲げる事由に該当することとなった場合

（委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会
会の承認を得て、区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

地方公務員法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十九号）の施行に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。

議案第八十七号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「休職となつた職員」の下に「、同法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の下に「、配偶者同行休業」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

職員の配偶者同行休業制度を導入することに伴い、配偶者同行休業中の職員の給与の取扱いを定めるため、本案を提出いたします。

議案第八十八号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
港区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）の施行による母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年

法律第二百二十九号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第八十九号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「第六号」を「第七号」に、「第七号」を「第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の期間

第十一条第四項中「要しなかつた期間」の下に「及び配偶者同行休業をした期間」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

職員の配偶者同行休業制度を導入することに伴い、職員の退職手当に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第九十号

港区立商工会館条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立商工会館条例の一部を改正する条例

港区立商工会館条例（昭和五十七年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「東京都港区海岸一丁目七番八号」を「東京都港区海岸一丁目四番二十八号」に改める。

別表中

一、 二〇〇〇円	一、 二〇〇〇円	三、 〇〇〇〇円	四、 八〇〇〇円
-------------	-------------	-------------	-------------

を

一、 〇〇〇〇円	一、 二〇〇〇円	二、 七〇〇〇円	四、 三〇〇〇円
-------------	-------------	-------------	-------------

に改め、同表和室の項を削る。

付則

1 この条例は、区規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立商工会館条例別表の規定は、第二条の表の改正規定の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

商工会館の位置を変更するとともに、使用料を改めるため、本案を提出いたします。

議案第九十一号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表港区立南麻布いきいきプラザの項中「東京都港区南麻布三丁目五番十五号」を「東京都港区南麻布一丁目五番二十六号」に改める。

別表二の部南麻布の項を次のように改める。

南麻布			
集会室A（洋室）	一、四〇〇円	一、九〇〇円	二、三〇〇円
集会室B（洋室）	一、四〇〇円	一、九〇〇円	二、三〇〇円
集会室C（和室）	一、四〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円
敬老室（和室）			三、四〇〇円

付 則

1 この条例は、区規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立いきいきプラザ条例別表の規定は、第二条の表の改正規定の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説 明)

南麻布いきいきプラザの位置を変更するとともに、同プラザの使用料を改めるため、本案を提出いたします。

議案第九十二号

港区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
港区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和六十三年港区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表港区立南麻布高齢者在宅サービスセンターの項中「東京都港区南麻布五丁目一番二十号」を「東京都港区南麻布一丁目五番二十六号」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説 明）

南麻布高齢者在宅サービスセンターの位置を変更するため、本案を提出いたします。

議案第九十三号

港区立地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

港区立地域包括支援センター条例（平成十七年港区条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表港区立南麻布地域包括支援センターの項中「東京都港区南麻布三丁目五番十五号」を「東京都港区南麻布一丁目五番二十六号」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

南麻布地域包括支援センターの位置を変更するため、本案を提出いたします。

議案第九十四号

港区立こども園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立こども園条例の一部を改正する条例

港区立こども園条例（平成十八年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（入園できる者）

第五条 こども園に入園できる者は、次に掲げる要件を満たす児童とする。

一 港区内に住所を有すること。ただし、区長が適当と認めるときは、この限りでない。

二 保護者が当該児童について子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二

十条第一項の規定により、同法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもに、
かに該当する旨の認定を受けていること。

第六条第一項中「資格（以下「入園資格」という。）を有する」を「要件を満たす」に、「

三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であつて四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの
- 二 子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童

第六条第三項を次のように改める。

- 3 区長は、基本保育を実施した児童について、当該児童の扶養義務者から、子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量（以下「保育必要量」という。）が一日当たり十一時間までの区分に該当する児童にあつては別表第一に定める費用、一日当たり八時間までの区分に該当する児童にあつては別表第二に定める費用（以下これらの費用を「基本保育料」という。）を徴収する。

第六条に次の一項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する二人以上の児童が法第三十九条第一項に規定する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設（以下「保育所等」という。）に入所している場合においては、当該児童のうち最年長の児童以外の児童（最年長の児童が二人

以上いる場合におけるそのうち一人の児童以外の児童を含む。）の基本保育料の額は、無料とする。

第七条第二項中「時間は、」の下に「月を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分から午後七時十五分までと、日を単位として実施する延長保育にあつては」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、月を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第三に定める費用、日を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第四に定める費用（以下これらの費用を「延長保育料」という。）を徴収する。

第八条第一項中「入園資格を有する」を「第五条に定める要件を満たす」に、「三歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であつて四歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの

二 子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であつて四歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十

一日までの間にあるもの

第八条第四項中「保護者」の下に「（第一項第一号に該当する児童の保護者に限る。）」を加え、「別表第一」を「別表第五」に改める。

第九条第一項中「であつて、教育時間外に保育する必要があると認めるものに対し、」を「（同項第一号に該当する児童にあつては、教育時間外に保育する必要があると認める場合に限る。）に対し、同号に定める児童にあつては日を単位として、同項第二号に定める児童にあつては月及び日を単位として」に改め、同条第二項中「教育時間を除く午前七時十五分から午後十時まで」を「次の各号に掲げる区分に依りて、当該各号に定める時間」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前条第一項第一号に定める児童に対して日を単位として実施する預かり保育 教育時間を除く午前七時十五分から午後六時十五分まで
 - 二 前条第一項第二号に定める児童に対して月を単位として実施する預かり保育 教育時間を除く午前七時十五分から午後六時十五分まで及び午後六時十五分から午後七時十五分まで
 - 三 前条第一項第二号に定める児童に対して日を単位として実施する預かり保育 午後六時十五分から午後十時まで
- 第九条第四項中「別表第二に定める預かり保育に要する費用及び給食費」を「次の各号に掲

げる区分に応じて、当該各号に定める費用」に改め、同項に次の各号を加える。

一 保育必要量が一日当たり十一時間までの区分に該当する児童に対して月を単位として預かり保育を実施した場合 当該児童に係る幼児教育に要する費用及び給食費と預かり保育に要する費用との合計額として別表第六に定める費用

二 保育必要量が一日当たり八時間までの区分に該当する児童に対して月を単位として預かり保育を実施した場合 当該児童に係る幼児教育に要する費用及び給食費と預かり保育に要する費用との合計額として別表第七に定める費用

三 日を単位として預かり保育を実施した場合 別表第八に定める費用
第九条に次の二項を加える。

5 前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する二人以上の児童が保育所等に入所している場合においては、当該児童のうち最年長の児童以外の児童（最年号及び第二号に定める費用（午前七時十五分から午後六時十五分までの区分に係る費用に限る。）の額は、無料とする。

6 区長は、前条第一項第二号に定める児童に対して月を単位とする預かり保育を実施しなかった場合においても、当該児童の保護者から第四項第一号及び第二号に定める費用（午前七時十五分から午後六時十五分までの区分に係る費用に限る。）を徴収する。

第十二条の見出しを「（基本保育料等の納付等）」に改め、同条第一項中「延長保育（午後七時十五分から午後十時までの延長保育に限る。以下同じ。）に要する費用」を「基本保育料、延長保育料」に、「延長保育料等」を「基本保育料等」に改め、同条第二項中「延長保育料等」を「基本保育料等」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3歳児 の 場 合		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0 円	0 円		
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0		
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	1,300	
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	2,000	
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	2,700	
D	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700	5,600
		2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300	7,300
		3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400	9,300
		4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,600	10,900
		5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,800	12,700
		6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,500	14,300
		7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,600	15,800
		8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,500	17,000
		9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,500	18,200
		10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,200	19,500
		11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,000	20,700
		12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,500	21,600
		13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	34,200	22,600
		14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	35,700	22,600
		15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,200	22,600
		16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	38,500	22,600
		17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	40,000	22,600
		18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	43,400	22,600
		19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	48,900	22,600
		20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	53,700	22,600
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	57,500	22,600		
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	61,800	24,200		

23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	66,100	25,900
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	70,400	27,600
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	74,700	29,300

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3歳児 の 場 合		
		円	円		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0		
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0		
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	1,200	
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	1,900	
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000	2,600	
D	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,500	5,500
		2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,100	7,100
		3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,200	9,100
		4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,300	10,700
		5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,400	12,400
		6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,100	14,000
		7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,100	15,500
		8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,000	16,700
		9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,000	17,800
		10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	28,700	19,100
		11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	30,400	20,300
		12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	31,900	21,200
		13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	33,600	22,200
		14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	35,000	22,200
		15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	36,500	22,200
		16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	37,800	22,200
		17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	39,300	22,200
		18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	42,600	22,200
		19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	48,000	22,200
		20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	52,700	22,200
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	56,500	22,200		
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	60,700	23,700		
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	64,900	25,400		
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	69,200	27,100		

	25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	73,400	28,800
--	----	--------------------------------------	--------	--------

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表に次の六表を加える。

別表第3 延長保育料（月を単位とする利用）（第7関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収月額（児童単位）	
階層区分	定 義		3歳未満児 の 場 合	3歳児 の 場 合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯		0 円	0 円
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	600	600
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	600	600
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	600	600
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	900	900
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	900	900
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	900	900
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	1,300	1,300
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	1,700	1,300
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	2,100	1,300
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	2,300	1,500
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	2,500	1,700
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	2,700	1,800
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	2,900	1,900
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	3,100	2,000
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	3,200	2,100
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	3,400	2,200
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	3,500	2,200
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	3,700	2,200
	16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	3,800	2,200
	17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	4,000	2,200
	18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	4,300	2,200
	19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	4,800	2,200
	20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	5,300	2,200
	21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	5,700	2,200
	22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	6,100	2,600
	23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	6,600	2,600
	24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	7,000	2,600

	25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	7,400	2,600
--	----	--------------------------------------	-------	-------

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第4 延長保育料（日を単位とする利用）（第7条関係）

階 層 区 分	1時間当たり (児童単位)
A階層及びB階層に属する世帯	0円
C階層及びD1階層からD3階層までの階層に属する世帯	100円
D4階層からD7階層までの階層に属する世帯	200円
D8階層からD14階層までの階層に属する世帯	300円
D15階層からD25階層までの階層に属する世帯	400円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

別表第5 幼児教育保育料（第8条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	幼児教育に要する費用		給食費	
		第1子の児童	第2子以降の児童		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	2,100 3月分のみ1,660	0	0
	2	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	3,100 3月分のみ3,050	0	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え50,000円以下である世帯	6,200 3月分のみ6,100	0	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円を超える世帯	6,200 3月分のみ6,100	0	5,000

備考

- 1 この表において「第1子の児童」とは、「第2子以降の児童」に該当しない児童をいう。
- 2 この表において「第2子以降の児童」とは、次に掲げる児童その他これらに準ずる児童として区規則で定める者をいう。
 (1) 生計を一にする世帯に属する2人以上の児童に幼児教育を実施している場合における当該児童のうち最年長の児童以外の児童（最年長の児童が2人以上いる場合は、そのうち1人を除く児童を含む。）
 (2) 幼児教育を実施している児童の兄又は姉（当該児童と生計を一にする世帯に属する者に限る。）1人以上が小学校の第1学年から第3学年までに在学している場合における当該児童
- 3 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 4 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 5 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第6 預かり保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第9条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	午前7時15分から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後7時15分まで	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による支援給付を受けている者の属 する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割の みの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,300	600
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円未満である世帯	2,000	600
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が5,000円以上50,000円未満である 世帯	2,600	600
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が50,000円以上60,000円未満である 世帯	5,600	900
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が60,000円以上70,000円未満であ る世帯	7,200	900
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が70,000円以上86,000円未満である 世帯	9,200	900
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が86,000円以上123,000円未満である 世帯	10,800	1,300
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が123,000円以上160,000円未満であ る世帯	12,600	1,300
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が160,000円以上180,000円未満であ る世帯	14,200	1,300
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が180,000円以上200,000円未満であ る世帯	15,700	1,500
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が200,000円以上220,000円未満であ る世帯	16,900	1,600
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が220,000円以上240,000円未満であ る世帯	18,000	1,800
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が240,000円以上260,000円未満であ る世帯	18,000	1,800
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が260,000円以上270,000円未満であ る世帯	18,000	1,800
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が270,000円以上280,000円未満であ る世帯	18,000	1,800
	A階層を 除き当 年度分 の区 市 町 村 民 税 が 課 税 と な る 世 帯	18,000	1,800	
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が280,000円以上290,000円未満であ る世帯	18,000	1,800	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が290,000円以上300,000円未満であ る世帯	18,000	1,800	
15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が300,000円以上310,000円未満であ る世帯	18,000	1,800	

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	18,000	1,800
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	18,000	1,800
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	18,000	1,800
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	18,000	1,800
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	18,000	1,800
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	18,000	1,800
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	19,300	2,100
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	20,600	2,100
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	22,000	2,100
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	23,400	2,100

備考

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 2 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 3 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第7 預かり保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第9条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	午前7時15分から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後7時15分まで	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,200	600
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	1,900	600
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	2,500	600
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	5,500	900
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	7,000	900
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,000	900
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	10,600	1,300
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	12,300	1,300
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	13,900	1,300
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	15,400	1,500
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	16,600	1,600
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	17,600	1,800
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	17,600	1,800
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	17,600	1,800
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	17,600	1,800
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	17,600	1,800
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	17,600	1,800	
15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	17,600	1,800	

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	17,600	1,800
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	17,600	1,800
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	17,600	1,800
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	17,600	1,800
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	17,600	1,800
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	17,600	1,800
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	18,900	2,100
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	20,200	2,100
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	21,600	2,100
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	23,000	2,100

備考

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 2 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 3 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第8 預かり保育料（日を単位とする利用）（第9条関係）

（1）第8条第1項第1号に定める児童に対して行う預かり保育

階 層 区 分	徴収日額（児童単位）	
	預かり保育に 要する費用	給食費
A階層及びB階層に属する世帯	0円	0円
C1階層からC3階層までの階層に属する世帯	650円	0円
C4階層に属する世帯	650円	250円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第5における階層区分をいう。

（2）第8条第1項第2号に定める児童に対して行う預かり保育

階 層 区 分	1時間当たり （児童単位）
A階層及びB階層に属する世帯	0円
C階層及びD1階層からD3階層までの階層に属する世帯	100円
D4階層からD7階層までの階層に属する世帯	200円
D8階層からD14階層までの階層に属する世帯	300円
D15階層からD25階層までの階層に属する世帯	400円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第6及び別表第7における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

付 則

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の港区立こども園条例の規定は、施行日以後に実施する保育及び幼児教育について適用し、同日前までに実施する保育及び幼児教育については、なお従前の例による。

（説 明）

芝浦アイランドこども園に入園できる者の要件を改めるとともに、区立幼稚園及び区立保育園の保育料との均衡を図るために保育料を改めるため、本案を提出いたします。

議案第九十五号

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「保育料」を「基本保育料」に改め、同条中「保育費用」を「費用」に、「保育料」を「基本保育料」に改める。

第四条を次のように改める。

（基本保育料の額の決定）

第四条 前条の規定により徴収する基本保育料の額は、子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量が一日当たり十一時間までの区分に該当する児童にあつては別表第一に定める額と、一日当たり八時間までの区分に該当する児童にあつては別表第二に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する二人以上の児童が法第三十九条第一項に規定する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合においては、当該児童のうち最年長の児童以外の児童（最年長の児童が二人以上いる場合におけるそのうち一人の児童以外の児童を含む。）の基本保育料の額は、無料とする。

第四条の次に次の四条を加える。

（延長保育の実施）

第四条の二 区長は、保護者が区規則で定める要件に該当することにより、第二条による保育の実施の時間に引き続いて特に保育する必要があると認める児童に対し、延長保育を実施する。

2 延長保育を実施する時間は、月を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分から午後七時十五分までと、日を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分から午後十時までとする。

3 延長保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならぬ。

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、月を単位として延長保育を実施した場合はにあつては別表第三に定める額を、日を単位として延長保育を実施

した場合にあっては別表第四に定める額を延長保育料として徴収する。

（一時保育の実施）

第四条の三 区長は、第二条による保育の実施がされていない児童であつて、区内に住所を有し、かつ、一時的に保育する必要があると認めるものに対し、一時保育を実施する。

2 一時保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、午後六時十五分を超えて一時保育を実施することができる。

3 一時保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならぬ。

4 区長は、前項の規定により一時保育の利用の承認を受けた保護者から、児童一人につき一日当たり五時間までの場合にあつては千五百円を、五時間を超える場合にあつては三千円を一時保育料として徴収する。ただし、第二項ただし書の規定により午後六時十五分を超えて一時保育を実施した場合は、当該超えた時間一時間（一時間に満たない端数は、これを一時間とする。）当たり四百円を徴収する。

（休日保育の実施）

第四条の四 区長は、第二条による保育の実施がされている児童であつて、日曜日その他区規則で定める日において特に保育する必要があると認めるものに対し、休日保育を実施する。

2 休日保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。

3 休日保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。

4 区長は、前項の規定により休日保育の利用の承認を受けた保護者から、児童一人につき一日当たり五時間までの場合にあつては千五百円を、五時間を超える場合にあつては三千円を休日保育料として徴収する。

(年末保育の実施)

第四条の五 区長は、第二条による保育の実施がされている児童であつて、年末として区規則で定める日において特に保育する必要があると認めるものに対し、年末保育を実施する。

2 年末保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。

3 年末保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。

4 区長は、前項の規定により年末保育の利用の承認を受けた保護者から、児童一人につき一日当たり五時間までの場合にあつては千五百円を、五時間を超える場合にあつては三千円を年末保育料として徴収する。

第五条の見出し中「保育料」を「基本保育料及び延長保育料」に改め、同条中「前条」を「第四条及び第四条の二」に、「保育料」を「基本保育料及び延長保育料（月を単位として実施する場合の延長保育料に限る。）」に改め、「扶養義務者」の下に「又は保護者」を加える。

第六条中「扶養義務者」の下に「又は保護者」を、「第四条」の下に「から第四条の五まで」を加え、「保育料」を「基本保育料、延長保育料、一時保育料、休日保育料及び年末保育料（以下「基本保育料等」という。）」に改める。

第八条の見出し中「保育料」を「基本保育料等」に改め、同条中「第四条に基づく保育料」を「基本保育料等」に、「その保育料」を「当該基本保育料等」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3 歳 児 の 場 合	4歳以上児 の 場 合	
		円	円	円	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	1,300	1,300
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	2,000	2,000
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	2,700	2,600
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700	5,600	5,600
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300	7,300	7,200
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400	9,300	9,200
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,600	10,900	10,800
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,800	12,700	12,600
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,500	14,300	14,200
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,600	15,800	15,700
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,500	17,000	16,900
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,500	18,200	18,000
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,200	19,500	18,000
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,000	20,700	18,000
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,500	21,600	18,000
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	34,200	22,600	18,000
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	35,700	22,600	18,000

15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,200	22,600	18,000
16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	38,500	22,600	18,000
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	40,000	22,600	18,000
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	43,400	22,600	18,000
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	48,900	22,600	18,000
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	53,700	22,600	18,000
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	57,500	22,600	18,000
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	61,800	24,200	19,300
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	66,100	25,900	20,600
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	70,400	27,600	22,000
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	74,700	29,300	23,400

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3 歳 児 の 場 合	4歳以上児 の 場 合	
		円	円	円	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	1,200	1,200
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	1,900	1,900
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000	2,600	2,500
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,500	5,500	5,500
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,100	7,100	7,000
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,200	9,100	9,000
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,300	10,700	10,600
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,400	12,400	12,300
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,100	14,000	13,900
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,100	15,500	15,400
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,000	16,700	16,600
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,000	17,800	17,600
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	28,700	19,100	17,600
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	30,400	20,300	17,600
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	31,900	21,200	17,600
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	33,600	22,200	17,600
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	35,000	22,200	17,600
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	36,500	22,200	17,600

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	37,800	22,200	17,600
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	39,300	22,200	17,600
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	42,600	22,200	17,600
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	48,000	22,200	17,600
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	52,700	22,200	17,600
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	56,500	22,200	17,600
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	60,700	23,700	18,900
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	64,900	25,400	20,200
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	69,200	27,100	21,600
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	73,400	28,800	23,000

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第3 延長保育料（月を単位とする利用）（第4条の2関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の場合	3歳児 の場合	4歳以上児 の場合	
		円	円	円	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	600	600	600
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	600	600	600
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	600	600	600
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	900	900	900
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	900	900	900
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	900	900	900
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	1,300	1,300	1,300
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	1,700	1,300	1,300
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	2,100	1,300	1,300
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	2,300	1,500	1,500
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	2,500	1,700	1,600
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	2,700	1,800	1,800
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	2,900	1,900	1,800
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	3,100	2,000	1,800
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	3,200	2,100	1,800
	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯				
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	3,400	2,200	1,800
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	3,500	2,200	1,800
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	3,700	2,200	1,800

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	3,800	2,200	1,800
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	4,000	2,200	1,800
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	4,300	2,200	1,800
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	4,800	2,200	1,800
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	5,300	2,200	1,800
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	5,700	2,200	1,800
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	6,100	2,600	2,100
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	6,600	2,600	2,100
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	7,000	2,600	2,100
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	7,400	2,600	2,100

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第4 延長保育料（日を単位とする利用）（第4条の2関係）

階 層 区 分	1時間当たり (児童単位)
A階層及びB階層に属する世帯	0円
C階層及びD1階層からD3階層までの階層に属する世帯	100円
D4階層からD7階層までの階層に属する世帯	200円
D8階層からD14階層までの階層に属する世帯	300円
D15階層からD25階層までの階層に属する世帯	400円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

付 則

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の港区保育の実施に関する条例第四条第二項、別表第一及び別表第三の規定は、施行日の属する月分以後の基本保育料及び延長保育料から適用し、施行日の属する月の前月分までの保育料及び延長保育料については、なお従前の例による。

（説 明）

子ども・子育て支援新制度への移行を踏まえ、保育料を改めるため、本案を提出いたします。

議案第九十六号

港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

港区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

第二十二条の見出し中「母子福祉資金」を「母子及び父子福祉資金」に改め、同条中「母子福祉資金（東京都母子福祉資金貸付条例）」を「母子及び父子福祉資金（東京都母子及び父子福祉資金貸付条例）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第三百十三号）の施行による母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部改正及び東京都母子福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（平成二十六年東京都条例第一百四号）の施行による東京都母子福祉資金貸付条例（昭和三十九年東京都条例第六十六号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第九十七号

港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立幼稚園入園料及び保育料条例の一部を改正する条例

港区立幼稚園入園料及び保育料条例（昭和二十二年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区立幼稚園の保育料に関する条例

第二条の見出しを「（保育料）」に改め、同条中「入園料、」を削る。

第三条の見出し中「保育料等」を「保育料」に改め、同条中「入園料、」を削り、「保育料等」というを「保育料」と総称する」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「保育料等」を「保育料」に改める。

第五条の見出し中「保育料等」を「保育料」に改め、同条中「保育料等は」を「保育料は、」

に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の 属する世帯の階層区分		保育料（月額）		子育てサポート保育料		
				年間利用（月額）		一時利用 （日額）
階層 区分	定 義	第1子の幼児	第2子以 降の幼児	第1子の幼児	第2子以 降の幼児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0	0	0
C	1 A階層を除き当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	2,100 3月分のみ1,660	0	2,100 3月分のみ1,660	0	650
	2 A階層を除き当年度分の区市町村民税のうち所得割が課税となる世帯	3,100 3月分のみ3,050	0	3,100 3月分のみ3,050	0	650
	3 A階層を除き当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯	6,200 3月分のみ6,100	0	6,200 3月分のみ6,100	0	650

備考

- この表において「年間利用」とは年度を単位とする利用を、「一時利用」とは日を単位とする利用をいう。
- この表において「第1子の幼児」とは、「第2子以降の幼児」に該当しない幼児をいう。
- この表において「第2子以降の幼児」とは、次に掲げる幼児その他これらに準ずる幼児として委員会規則で定める者をいう。
 - 生計を一にする世帯に属する2人以上の幼児の保育を委託している場合における当該幼児のうち最年長の幼児以外の幼児（最年長の幼児が2人以上いる場合は、そのうち1人を除く幼児を含む。）
 - 保育を委託している幼児の兄又は姉（当該幼児と生計を一にする世帯に属する者に限る。）1人以上が小学校の第1学年から第3学年までに在学している場合における当該幼児
- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、委員会規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 月の途中で入園し、又は利用を開始した幼児の属する世帯の当該月の階層区分については、当該入園し、又は利用を開始した日における在籍幼児の属する世帯の階層区分とする。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

付 則

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の港区立幼稚園の保育料に関する条例別表の規定は、施行日の属する月分以後の保育料及び子育てサポート保育料から適用する。

（説 明）

子ども・子育て支援新制度への移行を踏まえ、保育料を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第九十八号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「休職となった職員」の下に「、同法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の下に「、配偶者同行休業」を加える。

第三十三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号中「社団法人東京都教職員互助会」を「公益社団法人東京都教職員互助会」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

職員の配偶者同行休業制度を導入することに伴い、配偶者同行休業中の幼稚園教育職員の給与の取扱いを定めるため、本案を提出いたします。

議案第99号

平成26年度

港区一般会計補正予算（第5号）

平成26年度港区一般会計補正予算（第5号）

平成26年度港区の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,031千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,845,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成26年11月27日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		12,759,497	15,818	12,775,315
	1 国庫負担金	7,703,983	15,818	7,719,801
14 都支出金		6,391,009	7,909	6,398,918
	1 都負担金	2,052,689	7,909	2,060,598
18 繰越金		2,697,915	△ 60,758	2,637,157
	1 繰越金	2,697,915	△ 60,758	2,637,157
歳入合計		145,882,585	△ 37,031	145,845,554

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		35,331,842	△ 26,000	35,305,842
	1 総務管理費	31,417,427	△ 26,000	31,391,427
4 民生費		43,340,526	31,636	43,372,162
	1 社会福祉費	16,126,161	31,636	16,157,797
5 衛生費		6,360,055	26,511	6,386,566
	1 保健衛生費	6,360,055	26,511	6,386,566
7 土木費		15,511,604	△ 69,178	15,442,426
	4 公園費	1,294,127	△ 69,178	1,224,949
歳 出 合 計		145,882,585	△ 37,031	145,845,554

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
デジタルサイネージコンテンツ配信システム構築	平成 27 年度	26,000 千円
旧乃木邸耐震補強（建物改修）	平成 27 年度	75,179 千円

議案第百号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 港区営住宅シテイハイツ六本木等整備工事
- 二 工事の規模 建物の延床面積 八、六六四・三六平方メートル
(一) 住宅棟 鉄筋コンクリート造地下二階地上七階建延七、三一二・五九平方メートル
(二) 公共施設棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上三階建延一、三五一・七七平方メートル
- 三 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約

四 契約金額 三十五億六千四百万円

五 契約締結日 契約承認の日

六 工期 契約締結の日の翌日から平成二十九年六月三十日まで

七 契約の相手方 東京都港区赤坂四丁目九番九号

日本国土・徳倉・谷沢建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都港区赤坂四丁目九番九号

日本国土開発株式会社東京支店

支店長 私市和士

構成員 東京都港区高輪三丁目十九番二十三号

徳倉建設株式会社東京支店

執行役員支店長 山下信夫

構成員 東京都港区西麻布三丁目二番十一号

谷沢建設株式会社

代表取締役 谷澤敏允

（説明）

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第百一号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 港区営住宅シテイハイツ六本木等整備に伴う電気設備工事
- 二 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 三 契約金額 二億二千八百三十八万四十円
- 四 契約締結日 契約承認の日
- 五 工期 契約締結の日の翌日から平成二十九年六月三十日まで
- 六 契約の相手方 東京都港区新橋六丁目五番四号
株式会社八洲電業社東京営業所

東京営業所長

辻

正宏

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第百二号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

一 購入の目的 地域災害情報システム用サーバー等の更新 八台

二 物品の種類及び数量 (一)サーバー 九十五台

(二)システム端末機 三台

(三)ファイアウォール 一台

(四)スイッチ 二台

(五)ラック 一台

(六)テープバックアップ装置 一台

(七) 負荷分散装置

二台

(八) その他周辺機器

一式

(九) 地域災害情報システム用ソフトウェア

一式

三 購入予定価格

三千八百七十三万九千六百円

四 購入の相手方

東京都港区芝四丁目四番十二号

三信電気株式会社

常務取締役ソリューション営業本部長

鴨 下 光 夫

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第百三号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

一 購入の目的 学校間の情報を共有するための情報機器の整備 五十七台

二 物品の種類及び数量

(一) サーバー 二台

(二) ストレージ 四台

(三) スイッチ 二台

(四) ルーター 四十台

(五) ラック 一式

(六) 学校情報化に係るシステム用ソフトウェア

三 購入予定価格 一億九千七百九十三万九千六百六十円
四 購入の相手方 東京都港区白金三丁目十二番十二号

株式会社ニシダ

代表取締役社長

西田順彦

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年港区条例第八号)第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第四百号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立しばうら保育園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

ShoP | Taihei 共同事業グループ

東京都千代田区神田神保町二丁目三十番地株式会社小学館集英社プロダクション内

三 指定の期間

平成二十七年十月一日から平成三十七年三月三十一日まで

(説明)

しばうら保育園の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第百五号

特別区道路線の廃止について

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

特別区道路線の廃止について

特別区道の路線を次のように廃止する。

記

路線番号	起 点	終 点	備 考
第一、〇九三号	港区芝浦三丁目十一番百三十	港区芝浦三丁目十一番百十六	別紙図面のとおりに

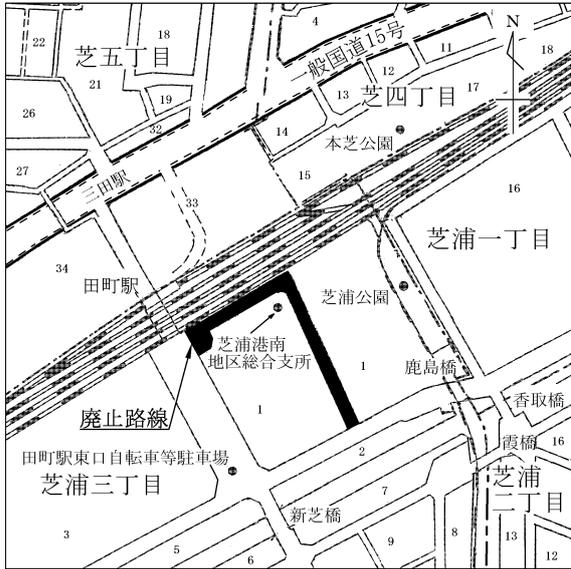
(説明)

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第三項の規定に基づき、本案を提出いたします。

特別区道路線廃止略図

港区芝浦三丁目地内

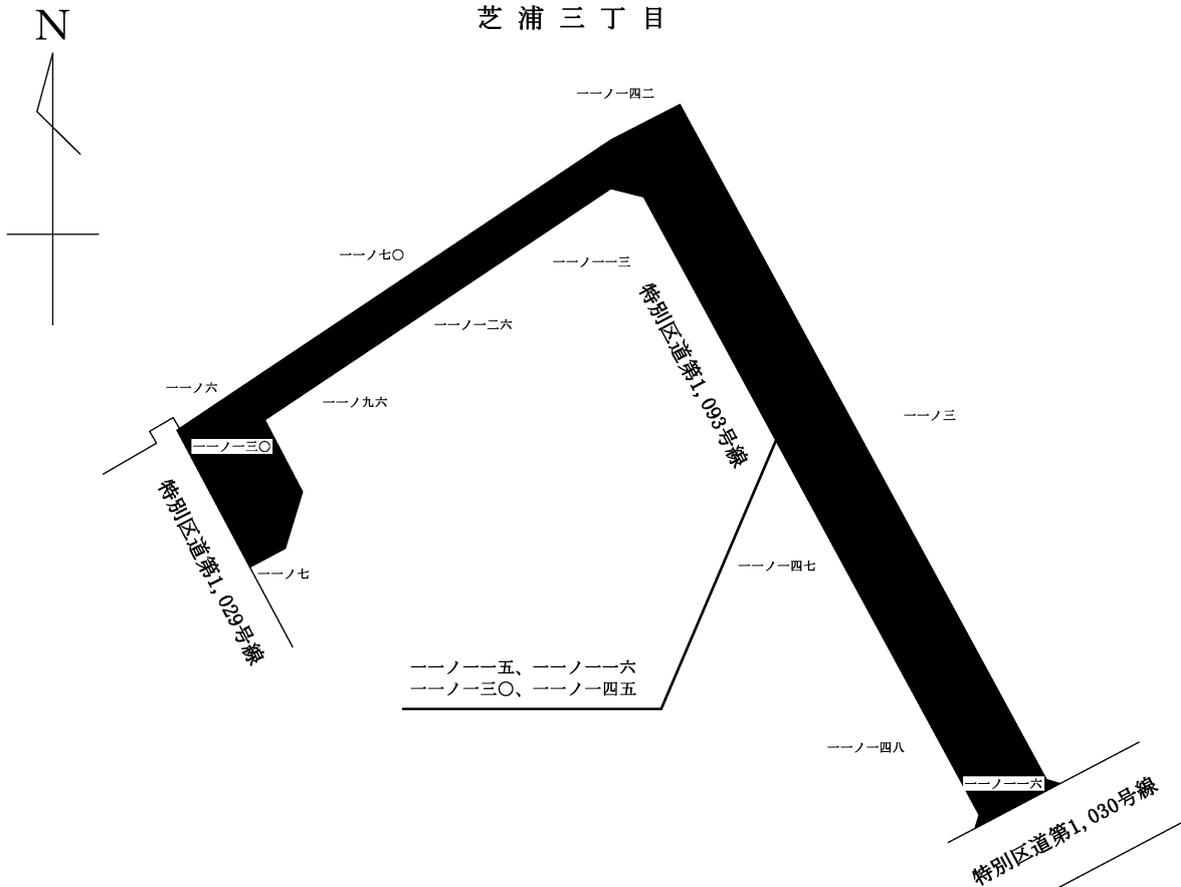
案内図



凡例

- 1 街区番号
- 一一ノ三 地番
- ==== 国道
- ==== 特別区道
- 私道
- 廃止路線

詳細図 芝浦三丁目



路線番号	起 点 終 点
第1, 093号	港区芝浦三丁目11番130 港区芝浦三丁目11番116

議案第百六号

特別区道路線の認定について

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

特別区道路線の認定について

特別区道の路線を次のように認定する。

記

路線番号	起 点	終 点	備 考
第一、一七二号	港区芝浦三丁目十一番百三十	港区芝浦三丁目十一番百十八	別紙図面のとおりに

(説明)

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条第二項の規定に基づき、本案を提出いたします。

特別区道路線認定略図

港区芝浦三丁目地内

案内図

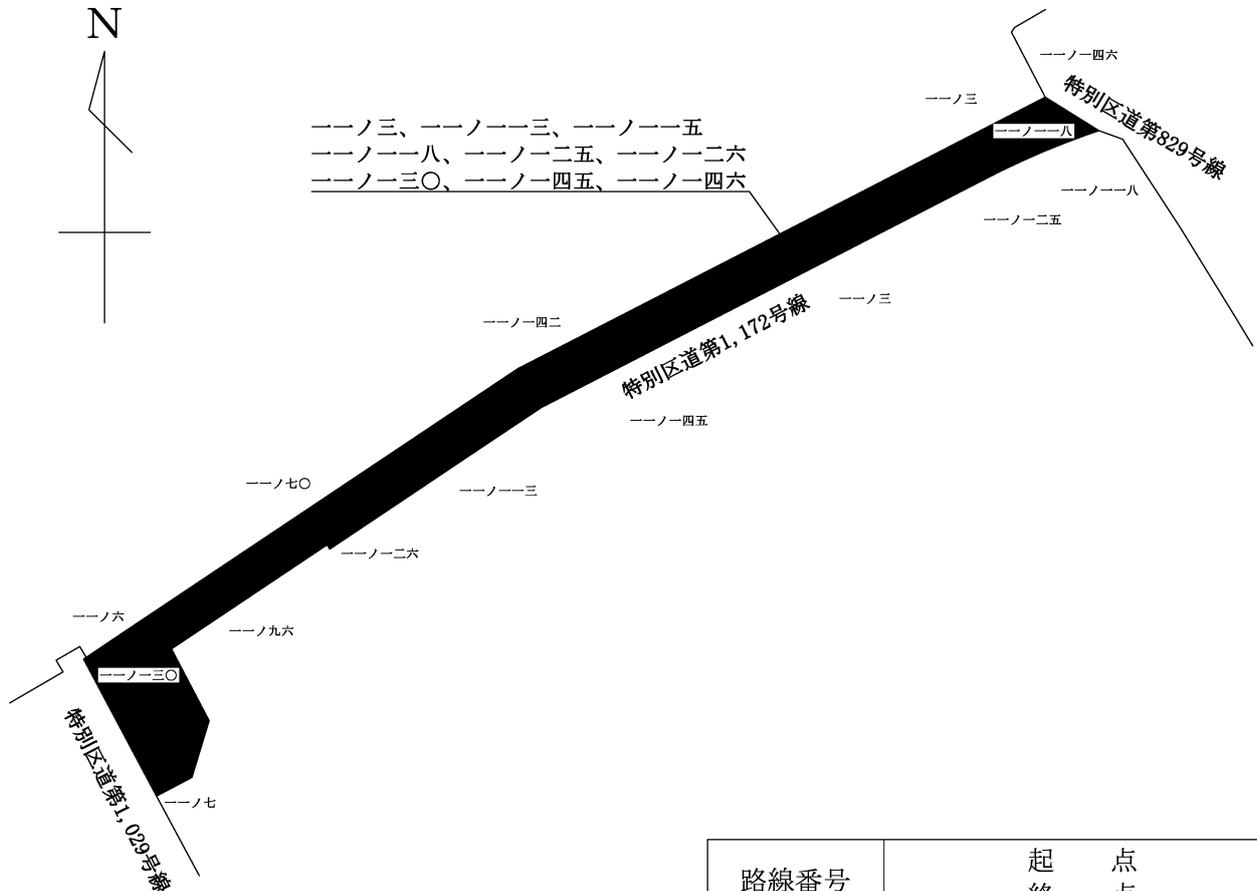


凡例

- 1 街区番号
- 一一ノ三 地番
- ==== 国道
- ==== 特別区道
- 私道
- 認定路線

詳細図

芝浦三丁目



路線番号	起 点 終 点
第1,172号	港区芝浦三丁目11番130 港区芝浦三丁目11番118